



ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly



発行所 / 弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号 堂島ビルディング 7 階 制作協力 / 株式会社 陸風社 <https://www.rikufusha.co.jp/>

Index

新型コロナウイルスと民事訴訟の IT 化 …1

【事件ファイルより】
米国でも始まった個人情報保護～カリフォルニア CCPA の概要～ …2～3

【最近の判例から】
SMS のアドレスの開示を認めた発信者情報開示に関する裁判例について …3～4

【事務局から】 …4

自宅の庭のクリスマスローズ

コ
ロ
ナ
ウ
イ
ル
ス
と
民
事
訴
訟
の
I
T
化

この号をお届けするところには新型コロナウイルスの影響が収束に向かっていることを祈ります。3月号の企画を始めたのは1月下旬、事務所旅行で同月中旬に台北に行った私は、今回のエッセイは台湾グルメ事情などと考えていたのですが、一か月余りののちには、学校閉鎖の事態となってしまいました。マスクや消毒液の入手で後手をとった私は、2月の終わりにきついエタノール消毒液を事務所に持ち込み、3月第1週と第2週の出所人員を減らすことにしました。2月中に秘書さんたちにもラップトップパソコンを持ち帰ってもらい、Wi-Fiのルーターを配布しました。SEさんに頼んでリモートで仕事ができる体制を作ってもらって、夕刻にMicrosoft Teamsを使ってその日のこと、連絡事項を全員で話します。私も今日はテレワークの当番で、この原稿を自宅のパソコンで作成しています。リモートでも自宅のパソコンからだとあまりストレスなく文書作成等できます。5Gになれば、もっと時間差がなくなるかと思えます。

この新型コロナウイルスの大問題がテレワークを促進するとの意見もよく聞くところですが、裁判所周りの私たちの仕事もこの方向に大きく舵を切ることになりそうです。コロナウイルス問題を予見したわけではありませんが、昨年司法界では、遅ればせながら民事訴訟のIT化の議論が進められてきました。現在の民事訴訟法下でできるのは、書面による準備手続の方法に準じて（同法176条3項）、

三者がTeamsを使って、論点の整理や進行について協議をすることですが、これが2020年2月から始まっています。これまで、一つの部屋に裁判官、当事者または当事者代理人が集まって、非公開の弁論準備という手続で、論点整理や進行を協議し、証人尋問だけを法廷で行うという方式がとられることが多かったのですが、今回導入されるのはこの手続をTeamsで行ってしまうというのに近いものです。裁判官、当事者代理人がどの主張書面や書証を見ているのかがわかるように、書証は紙媒体だけでなくあらかじめPDF等のデジタルデータも提出するようにし、書面もコンピュータ画面に映せるようにするようです。Teamsがうまくつながるかどうかが、対面の場合と違って多数が同時に話せないため、間延びするなどの問題はあっても、顔が見える中で、話が進められるので、慣れれば使い勝手がよくなるかもしれません。雨降って地固まるというように、なるべく対面を避けたいこの事態を教訓に制度が使いやすいものに整理されていけばと思います。

リモートコンピュータ操作、民事訴訟のIT化に備え、すべての書証等をPDF保存することを決めた私は、ドキュメントサーバの容量を増やすべく、サーバを2台購入しました。私の「ウイルス」対策です。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

自宅 PC 前にて

米国でも始まった個人情報保護～カリフォルニアCCPAの概要～

1. 施行の経緯

アメリカには、GDPR や日本の個人情報保護法のような包括的な個人情報保護の法令はなく、規制対象の州、業種、対象者ごとに異なる法令が制定されているため、どのような法律が適用されるのかわかりにくい状況です^{*1}。その中で、全米最大の人口を有し Google や Facebook 等の巨大 IT 企業が本店を置くカリフォルニア州で、従前よりも厳格な包括的規制である The California Consumer Privacy Act of 2018 (CCPA) が定められたことには大きな意義があると考えられます。現在、カリフォルニア州に追隨して他州でも包括的な個人情報保護法の立法の動きや (Amazon や Microsoft の本社があるワシントン州等)、連邦法での規制強化の動きも、ようやく出てきています。CCPA は、2018 年 6 月 28 日に成立し、本年 1 月から施行されていますが、その民事罰等の執行は、同年 7 月 1 日の開始予定とされています。

2. 規制対象

1) 規制対象の事業者

カリフォルニア州で個人情報を集め、事業を行い、かつ、以下の基準の一つ又はそれ以上を満たす個人事業主、パートナーシップ、有限責任会社、法人、団体又はその他の法的主体 (1798.140 条 (C)) で、
A) 年間総収益が 2,500 万米ドルを超え、
B) 単独又は組合せにより 5 万件以上の消費者、世帯又はデバイスの個人情報を、年間ベースで、単独又は組み合わせで購入し、事業者の商業目的で受け取り、販売し、又は商業目的で共有し、かつ
C) 年間収益の 50% 以上を消費者の個人情報の販売から得ている者とされています。

2) 州外の企業への適用

CCPA は「カリフォルニア州で」「事業を行う」の明確な定義を提供していません。

該当しない事業者として「商業的な行為のどの側面も完全にカリフォルニア州の外で行われている場合」には CCPA の適用対象外となり、また、「消費者がカリフォルニア州の外にいたときに事業者が情報を収集し、消費者の個人情報の販売のいかなる部分もカリフォルニア州で生じておらず、又、消費者がカリフォルニア州にいたときに収集された個人情報が販売されていない場合」には、「商業的行為は完全にカリフォルニア州以外で行われたもの」とされています。

す (1798.145 条 (a)(6))。また「消費者」とは、カリフォルニア州の住民である自然人を意味することとなりますが (1798.140 条 (g))、これらの規定からすれば、事業の過程でカリフォルニア州に在住し、かつ所在する自然人から個人情報を収集する事業者は、「カリフォルニア州で事業を行う」者として CCPA の適用対象となる可能性があり、たとえカリフォルニア州に拠点を置いていなくとも、インターネットを利用する海外在住者であっても、カリフォルニアの消費者が利用し得る事業を行う事業者の多くがこれに該当すると考えられます。

3. 規制内容

1) 個人情報の範囲

「個人情報」とは、特定の消費者又は世帯を識別し、関連し、叙述し、合理的に関連づけることができ、又は直接的にもしくは間接的に合理的にリンクさせることのできる情報を意味し、法文には具体的な内容が列挙されていますが (1798.140 条 (o)(1))、多くは日本の個人情報保護法という個人情報と変わりません。

公に利用可能な情報 (1798.140 条 (o)(2)) 及び非識別化された消費者情報又は消費者情報集合体 (いわゆるビッグデータ、1798.140 条 (o)(3)) は個人情報の定義から除外されますし、日本の個人情報保護法とは異なり、消費者の個人情報を保護する法律ですから、他の法令で規律される一部の個人情報 (医療情報や金融機関が保有する個人情報等) については、CCPA が適用されず (1798.145 条 (c)(1))、従業員情報や企業間取引で得た消費者情報の一部についても、2021 年 1 月までは「個人情報」の定義から暫定的に除外されます (1798.145 条 (h) 及び (n))。

2) 消費者の権利

CCPA は消費者に対し、以下のとおり、自らの個人情報に関する権利 (開示請求権、消去請求権、オプトアウト権、差別禁止をを求める権利) を付与されています。

A) 開示請求権

(1798.100 条、1798.110 条、1798.115 条)

消費者は、消費者の個人情報を収集、販売又は開示する事業者に対し、1 年に 2 回を限度として、その事業者が収集した個人情報のカテゴリー及び特定の部分を自身に対して開示するように求める権利を有する (1798.100 条 (a)、(d)、1798.115 条 (a))。

B) 消去請求権 (1798.105 条)

消費者は、事業者が消費者から収集した当該消費者についてのいかなる個人情報をも削除するように求める権利を有し (1798.105 条 (a))、これを受けた事業者は、その消費者の個人情報を記録から削除し、また、サービス提供者に対して記録から個人情報を削除するように指示します (1798.105 条 (c))。ただし、事業者又はサービス提供者が、法定の一定の目的のために、消費者の個人情報を保持する必要がある場合、その事業者又はサービス提供者は、消費者の削除の要求に従うことは求められません (1798.105 条 (d))。

C) オプトアウト権

(1798.120 条、1798.135 条)

消費者は、消費者の個人情報を第三者に販売する事業者に対して、常に、その消費者の個人情報を販売しないように指示する権利を有します (1798.120 条 (a))。

D) 差別禁止を求める権利 (1798.125 条)

事業者は、消費者が CCPA に基づく消費者の権利を行使したことを理由として消費者を差別してはならない (1798.125 条 (a)(1)) とされ、この点は、GDPR や個人情報保護法とも異なる特徴となっています。例えば消費者に対する商品又はサービスの提供の拒否、具体的には、女性であることを情報提供したところ、住宅ローンを受容させないなどの不利益な取り扱いが許されません。

3) 事業者の責務

消費者の権利は、それに対応する事業者の責務すなわち、開示・消去請求権行使のための措置 (1798.130 条)、消費者のオプトアウト権行使のための措置 (1798.135 条)、が法定され、その他、目的外利用の禁止 (1798.100 条 (b))、消費者の個人情報を取り扱う者の研修、記録管理 (施行規則 999.317 条) などの義務が定められています。

4) 違反事業者に対する民事罰

A) 消費者による提訴 (1798.150 条 (a))

個人情報を保護するために合理的な安全策をとる義務^{*2}に事業者が違反した結果として、個人情報 (この場合の「個人情報」は個人の氏名とソーシャルセキュリティナンバー等の一定の情報の組合せに限る) が、無権限アクセス、流出、窃取又は開示の対象となった消費者は、以下の民事訴訟を提起することができます (1798.150 条 (a)(1))。

(1) 違反 1 件について消費者 1 人あたり

100ドル以上750ドル以下の、又は実損害額の、いずれか大きい額の損害の回復。

(2) 差止命令又は宣言的判決。

(3) 裁判所が適切とみなすその他の救済。

B) 司法長官による提訴 (1798.155 条 (b))

事業者は、司法長官から不遵守を通知されてから30日以内に違反を是正しない場合、差止めの対象となり、また、違反1件について2,500ドルを超えない額の民事罰、又は、故意の違反1件について7,500ドルを超えない額の民事罰を支払う義務があり、それはカリフォルニア州の人々の名の下に

司法長官により提起される民事訴訟において回収されます。

違反に対する行政罰として世界での売上の2%または4%という、売り上げを基準とするGDPRと違い、CCPAでは、一件あたりいくらかという民事罰が用意されています。多数の消費者のデータ流出などが起こると大きな賠償額となってしまう可能性があり、GDPR同様、非常に厳しい法律となることが予想されます。

※1: 業種に着目した規制: the Fair Credit Reporting Act (金融業), the Video Privacy Protection Act of

1988 (レンタルビデオ業) 等や情報の対象者や性質に着目した規制: the Health Information Portability and Accountability Act (医療情報), the Children Online Privacy Protection Act (児童に関する情報) 等があります。

※2: CCPA自体は合理的な安全策をとる義務を規定していないので、カリフォルニア州の司法長官が2016年に出した20の方策などを必要な策としてとるべきといわれています。

<https://oag.ca.gov/sites/all/files/agweb/pdfs/dbr/2016-data-breach-report.pdf>

苗村 博子
(なむら ひろこ)



最近の判例から

SMSのアドレスの開示を認めた発信者情報開示に関する裁判例について

1. はじめに

インターネット上の掲示板、個人のブログ、SNS等において名誉を毀損する記事やプライバシー、自身の著作権が侵害されるなど、ネット上の情報の流通による権利侵害は身近に起こりうる問題です。法的な対応のためには、被害者は、まず、相手方の氏名、住所等を取得する必要があります。しかし、通信の保障(憲法21条2項)との関係で、発信者情報の開示に応じたプロバイダが、通信秘密の侵害を理由とする法的責任を追求されるおそれがあるため、プロバイダ責任制限法^{※1}上、被害者に認められた制度が発信者情報開示請求権です。以下では、実際に発信者情報の開示を請求するための手順を説明した後、SMSのアドレスの開示を認めた近時の裁判例(東京地方裁判所令和元年12月11日判決:判例未掲載)について検討します。

2. 発信者情報開示の手順

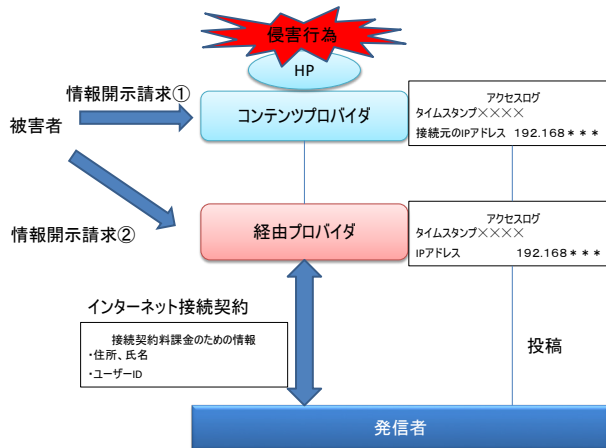
(1) コンテンツプロバイダ^{※2}に対する請求(右記図の情報開示請求①)

例えば名誉を毀損する記事について、投稿されたウェブサイト上の記載から管理運営主体が分からない場合が多く、被害者はインターネット上で利用できる「Whois」サービスを利用して、ドメイン名^{※3}の登録者を検索することになります。ウェブサイトを管理運営している者を特定し、その者を債務者として発信者情報の開示又は投稿記事削除の仮処分を申立て、アクセスログ(IPアドレス^{※4}、タイムスタンプ^{※5})の開示を受けることとなります(任意での開示に応じてもらえない場合の対応となります)。

(2) 経由プロバイダ^{※6}に対する請求(右記図の情報開示請求②)

被害者が、コンテンツプロバイダから開示されたアクセスログを元に、「Whois」サービスを使用して、発信者が利用している

経由プロバイダを割り出し、その者を債務者として、当該タイムスタンプの日時に当該IPアドレスを付与した発信者の開示を求めることで、当該発信者の氏名、住所が判明することになります。第2段階では、発信者の氏名、住所の開示につながるから、開示の要件を満たすかについて審理を尽くす必要性は高く、仮の判断を求める仮処分手続ではなく、通常の訴訟手続による対応が求められます。なお、経由プロバイダが発信者情報を削除してしまわないよう、必要があれば、前に発信者情報保存の仮処分を検討する必要があります。



(3) 携帯電話からの投稿の場合

携帯電話からの投稿の場合、発信者が契約する携帯電話事業者のプロキシサーバ^{※7}を通じてコンテンツプロバイダのサーバ上に、携帯電話事業者のプロキシサーバのIPアドレス、送信元ポート番号^{※8}、タイムスタンプ、接続先のURL情報に加えて、発信者が通知を設定している場合には個人識別番号が記録されます。したがって、携帯電話端末の書き込みにより権利侵害を受けた

者は、①コンテンツプロバイダに対し、書き込んだ者の氏名、住所、タイムスタンプ、接続先のURL、プロキシサーバのIPアドレスの開示請求をする、②①によっても書き込んだ者の氏名、住所が判明しなければ、開示を受けたプロキシサーバのIPアドレスから判明した携帯電話会社(左記図でいう経由プロバイダの立場となります)に対し、携帯電話端末の所有者の氏名、住所の開示を求めることとなります。

3. 事案の概要について

東京地方裁判所は令和元年12月11日、SMSで使われる電話番号はメールアドレスに該当するとして、その開示を認める判決を下しました。報道によれば、都内の不動産事業者(原告)が、不動産情報を扱うネット掲示板にトップ2人に対する身体的な中傷に当たる書き込みがなされたとして携帯電話事業者であるソフトバンク株式会社(被告)に発信者情報の開示を求めた事案です。書き込みは

携帯電話の番号をアドレスとして使ってやり取りをするSMSを利用して行われたため、原告は、SMSのアドレスとして携帯番号の開示を求めましたが、ソフトバンク側はSMSのアドレスに用いる携帯番号は開示請求の対象に該当しないとしてこの点を争っていました。

同事案の特色は、プロバイダ責任制限法では、携帯電話番号は開示対象となっていないところ、裁判所が携帯電話番号を推測

できるSMSのアドレスの開示を認めたという点です。

4. 判決に対する検討

判決の詳細は現時点では明らかではないため、ここではSMSのアドレスを電子メールアドレスに該当するとの裁判所の判断について検討します。

(1) SMSとは

「SMS」とは、Short Message Serviceの略で、携帯電話同士で電話番号を宛先にしてメッセージをやり取りするサービスです。電子メールがデータを複数に分割して送受信するパケットネットワーク上の通信であるのに対し、SMSは電話による通信同様、通信中は回線を占有することになる回線交換ネットワーク上での通信となります。

(2) 携帯電話番号の扱い

発信者情報の開示請求によって開示される情報については、①氏名、②住所、③電子メールアドレス、④IPアドレス、IPアドレスと組み合わせられたポート番号、⑤携帯電話端末等からのインターネット接続サービス利用者識別番号、⑥SIMカード識別番号、⑦発信時間とされ（プロバイダ責任制限法4条1項、平成14年総務省令57号）、携帯電話の番号は、開示対象からは外されています。携帯電話番号は、まさに個人に割り当てられるもので非常にプライバシー性の高い情報ですので、発信者情報開示請求が、プライバシー保護と被害者の権利行使との調整の観点から開示対象を限定する

趣旨だとすると、その他の情報の開示を認めれば、被害者の権利行使の保護は十分であるとの判断もあるように思われます。

(3) SMSのアドレスが開示対象情報に該当するか

SMSのアドレスは、携帯電話番号とまったく同じ数字列であるため、SMSのアドレスの開示を認めることは携帯電話番号の開示を認めることにつながります。

しかし、法文上「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」第2条1号、同法第2条第1号の通信方式を定める省令では、電子メールには、「携帯して使用する通信端末機器に、電話番号を送受信のために用いて通信文その他の情報を伝達する通信方式」が含まれていることからすれば、条文の解釈としてもSMSのアドレスを電子メールアドレスに該当すると解釈することも開示の結果、携帯電話番号が明らかになるのだとしても、開示の必要性を優先するという利益衡量もあるように思われます。

5. 本判決による影響

上記のとおり、発信者を特定するのは容易ではありません。

上記判決の詳細は不明ながら、被害者である原告は携帯電話事業者であるソフトバンクに対して、発信者の住所や氏名といった情報の開示も求めて提訴していると考えられます。そのうえで裁判所が住所や氏名といった情報に加えてSMSのアドレスの開示を認めたのは、原告が後に特定した発信

者に対して損害賠償請求を求めるとあつての交渉の連絡手段としての有用性を認める趣旨だとする報道もあり、上記判決によりSMSのアドレスの開示が認められたことで、被害者の権利行使の手段が広がったと考えられます。ただしインターネット等を通じた権利侵害は様ではなく、フリーメールアドレスを利用し匿名で直接誹謗中傷メールを送る等、発信者情報開示請求では対応できない（電子メールはプロバイダ責任制限法にいう「特定電気通信」に該当しないため）ケースもあり、表現の自由との衡量という観点を忘れてはいけなものの、今後も被害者の権利行使確保につながる解釈や法改正が求められていると感じます。

- ※1：特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
- ※2：ホームページや掲示板などの情報を発信するための環境を提供する業者のこと
- ※3：インターネット上に存在するシステムに割り当てられる名前のこと
- ※4：数字の羅列で表現される発信元のパソコンを特定・識別するためのインターネット上の住所
- ※5：個々のファイルに属性として備わる作成日時や更新日時などの情報のこと
- ※6：通信回線の提供、パソコンにIPアドレスを割り当てるなど、インターネットに接続するサービスを提供する業者のこと
- ※7：内部のネットワークとインターネットの境界で動作し、両者間のアクセスを代理して行うもの
- ※8：送信側の各コンピュータにランダムに割り当てられるポート番号（アプリケーションを識別するための番号）



倉本 武任
(くらもと たけつぐ)

Topic of 事務局から the secretariat

先日事務所旅行で台湾に行って来ました。ここ数年間は何度か企画段階まではいったものの、スケジュールの都合で決行をすることができなかったのですが、今年は旅行の日程変更等を経て、ついに実現しました。

所長の苗村が何度も台湾に行っていますので、苗村の引率のような形の事務所旅行でした。文化的なこともしようとして京劇等の中華伝統舞臺芸術の公演をしているタイペイアイに行くことも苗村から提案してもらったのですが、あいにく休館中ではかなわず、『千と千尋の神隠し』の舞台といわれる九份・十分へのツアーを楽しみ、後はある意味とても苗村法律事務所らしいグルメ三昧の事務所旅行となりました。

台湾がおいしい食べ物の宝庫で、人々も親日家でもとても親切なのはよく知られている事実ですが、それを改めて実感した3日間でした。何を食べても舌鼓を打ち、タクシー、地下鉄、市場、店舗、どこに行っても会う人すべてに親切にいただき、台湾がますます好きになりました。



そして、今回とても印象的だったのは、総統選について地元の人が熱く語っていたことです。今まで選挙に行ったことがなかったけれど、今回は投票するために仕事を休んだ、とまで言う人や、選挙結果が違っていたら日本に移住していた、と言う人もいました。私たちが話した方々は、皆さん蔡英文氏の支持者です。経済的な利益よりも、民主主義を守るの方が遥かに大切だということ香港の現状を見て痛感している台湾の方たちの切実な思いを感じました。日本なりの問題を抱えているとはいえ、平和な日本で生活している私たちには考えられないような思いを香港や台湾の人はされていることを身に染みて感じました。

台湾の人々のこれまでの日本に対する厚意に感謝の気持ちを忘れることなく、台湾の平和を心から願い、ぜひ近いうちに再訪したいと思います。

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満2丁目6番8号
堂島ビルディング7階

※ 地下鉄御堂筋線又は
京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、
御堂筋を北へ徒歩5分

TEL : 06-4709-1170

FAX : 06-4709-0131

受付時間 / 9:00 ~ 18:00

<http://www.namura-law.jp>



九份のB級グルメも
パッチリでしたね。(苗)